

【1989年6月23日】雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（要綱）

労働省職業安定局雇用保険課

雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案要綱

- 一 雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、雇用保険法施行令、労働保険特別会計法施行令、雇用対策法施行令及び地方税法施行令につき所要の規定の整備を行うものとする。こと。（第一条から第四条まで関係）
- 二 この政令は、公布の日から施行するものとする。ただし、第一条の規定（雇用保険法施行令第十四条第二項の改正規定を除く。）は、平成元年十月一日から施行するものとする。こと。（附則第一項関係）
- 三 所要の経過措置を定めるものとする。こと。（附則第二項関係）